

第二百八回国会 衆議院 議院運営委員会図書館運営小委員会議録 第一号

本小委員会は令和四年一月十七日(月曜日)委員会において、設置することに決した。

一月十七日

本小委員は委員長の名で、次のとおり選任された。

丹羽 秀樹君 伊東 良孝君
佐々木 紀君 柳本 顕君
山田 賢司君 青柳陽一郎君
井坂 信彦君 遠藤 敬君
濱地 雅一君

一月十七日

青柳陽一郎君が委員長の指名で、小委員長に選任された。

令和四年五月十七日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席小委員

小委員長 青柳陽一郎君

丹羽 秀樹君 伊東 良孝君
佐々木 紀君 石原 正敬君
山田 賢司君 井坂 信彦君
遠藤 敬君 濱地 雅一君

議院運営委員

議院運営委員

国立国会図書館長

浅野 哲君
塩川 鉄也君
吉永 元信君

五月十七日

小委員柳本顕君一月二十五日委員辞任につき、その補欠として石原正敬君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日

小委員井坂信彦君二月七日委員辞任につき、その補欠として井坂信彦君が委員長の指名で小委員に選任された。

第一類第十六号(附屬の一)

議院運営委員会図書館運営小委員会議録第一号 令和四年五月十七日

同日

小委員遠藤敬君二月十日委員辞任につき、その補欠として遠藤敬君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日

小委員佐々木紀君三月三日委員辞任につき、その補欠として佐々木紀君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国立国会図書館法等の一部改正の件

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正の件
国立国会図書館組織規程の一部改正の件

○青柳小委員長 これより図書館運営小委員会を開会いたします。

本日は、国立国会図書館法等の一部改正の件、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正の件、国立国会図書館組織規程の一部改正の件について御協議をお願いいたします。

順次、吉永図書館長の説明を求めます。

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程案
国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案
(本号末尾に掲載)

○吉永国立国会図書館長 国立国会図書館法等の一部改正の件外二件について御説明いたします。

第一に、国立国会図書館法等の一部改正の件であります。これは、地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構の設立に伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、私人がインターネット等を通じて発信する図書又は逐次刊行物に相当するオンライン資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについても、国立国会図書館への提供義務を課するものであります。

第二に、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正の件であります。これは、たゞいま御説明いたしました国立国会図書館法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

第三に、国立国会図書館組織規程の一部改正の件であります。これは、電子情報に係る文言の整理などを行うものであります。

以上でございます。よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十八分散会

○青柳小委員長 これより懇談に入ります。

(午前十時三十二分懇談に入る)

(午前十時三十七分懇談を終わる)

○青柳小委員長 これにて懇談を閉じます。

それでは、国立国会図書館法等の一部改正の件、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正の件、国立国会図書館組織規程の一部改正の件につきまして、お手元に配付の案をそれぞれ小委員会の案と決定するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○青柳小委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本日の議院運営委員会において、以上の審査の経過及び結果を私から御報告いたしますので、御了承願います。

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案
(国立国会図書館法の一部改正)
第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。
別表第二地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)
地方税共同機構	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(国立国会図書館法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三條中「新法」を「この法律による改正後の国立国会図書館法」に改める。

附
刊

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和五年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 国立国会図書館法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によりよつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものであつて、第二条の規定の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例による。

理由

地方公共団体情報システム機構法による地方公共団体情報システム機構の設立及び「地方税法等」の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)による改正後の地方税法による地方税共同機構の設立に伴い、出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、私人の提供するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているもの

についても国立国会図書館による収集の対象とするため、これらのオンライン資料の国立国会図書館への提供義務を免除する規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改

正する規程
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正

条 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「地方公共団体金融機構」の下に、「地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構」を加える。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正

一条 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正す。

第二条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の一項を加える。

法第二十五条の四第一項の規定によりオン

ライン資料を国立国会図書館に提供する義務を負う者は、保存のための複製等の容易性、記録方式等の規格の普及の状況その他の事情を勘案して長期的な保存及び利用に適するものとして館長が定める状態で、当該オンライン資料を提供するものとする。

第五条を削る。

第六条中「第二条第一号の情報、同条第二号」を「第二条第一項第一号の情報、同項第二号」に

改め、「及び記録方式」の下に、「同条第二項の
状態」を加え、「第四条第一項」を「前条」に改
め、同条を第五条とし、第七条を第六条とす
る。

附則第一項中「改正法」を「国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号)」に改める。

附
刊

この規程は、国立国会図書館法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 〇 号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する日から施行する。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規
程案

国立国会図書館組織規程の一部を改正する
規程

国立国会図書館組織規程(平成十四年国立国会図書館規程第二号)の一部を次のように改正す。

第三条第三号中「出版その他の」を「その」に改め、同条第四号中「電子的方法、磁気的方法その

ネット資料をいう。第九条第二項第七号において同じ。）、オンライン資料（法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料をいう。第九条第二項第八号において同じ。）、法第二十一条第一項第一号に規定する情報その他館がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供する情報又は再生のための機器の記録媒体に記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて別に定めるもの」に改め、同条第六号中「[ま]で」の下に「及び第十四条」を加え、同条第八号中「及び館長が定める電磁的資料（電磁的方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した次条第五号に規定する収集資料をいう。）（以下「電子情報等」という。）」を削る。

第六条第一号、第二号及び第十号中「電子情報」を「電子情報」に改める。

第七条第七号を同条第八号とし、同条第六号を

同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「電子情報等」を「電子情報」に改め、

同号を同条第五号とし、同条第三号中「収集資料」の電磁的方法による「を」前号の複製の成果の「に」改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 収集資料その他の図書館資料の電磁的方法
（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による複製に関すること。

第九条第二項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中

「電子情報等」を「電子情報」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 館長が定める電子情報の収集に関すること。

附則